

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第四十三号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、法人の県民税及び事業税並びに不動産取得税に関する様式について、必要な改正を行った。
- 2 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の創設等に伴い、関係する様式について、必要な改正を行った。
- 3 その他必要な様式の整理を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日